

# 「大門上池調節池広場」利用ルール

さいたま市  
一般社団法人美園タウンマネジメント  
2023年5月10日改定

大門上池調節池広場（以下、「広場」という。）は、「埼玉スタジアム2002公園と連携し、外から人を呼び込む賑わい・交流の場」、「地域住民が様々なスポーツや健康づくりができる場」の創出を目的として、河川調節池内に整備された施設です。

大門上池調節池は、河川氾濫防止等の治水対策施設としての機能を有しており、集中豪雨等により冠水する可能性があります。あくまでも調節池としての機能が最優先であるため、広場の利用を制限する場合があります。

広場の利用者は、調節池としての機能が最優先な広場であることを十分理解・了承したうえでご利用いただるものとします。

## § 1 ルールの改廃等

- (1) さいたま市（以下、「市」という。）及び一般社団法人美園タウンマネジメント（以下「美園TM」という。）は本ルールを随時改定できるものとします。
- (2) 本ルールの改定はウェブサイト等にて周知し、その時点をもって全ての事項は改定後のルールに準じるものとします。
- (3) 本ルールに定める事項は、全て市及び美園TMが解釈するものとさせていただきます。

## § 2 供用日・時間について

- (1) 広場の供用日は年中無休です。
- (2) 広場の供用時間は次表のとおりです。ただし、イベントや自治会等の地域団体が主体となった地域の行事・催事（以下、「イベント等」という。）の専用利用において事前に承諾を得ている場合はこの限りではありません<sup>①</sup>。

① 詳細は後述の「§ 4 イベント等専用利用について」をご確認ください。

月	供用時間
4月～8月	7時～18時
9月～10月	7時～17時
11月～12月	7時～16時30分
1月	7時～17時
2月～3月	7時～17時30分

## § 3 禁止行為について

- (1) 以下の行為は禁止となりますので、遵守してください。
  - ① 調節池の機能を妨げること。
  - ② 広場を損傷し、又は汚損すること。

- ③ 法令又は公序良俗に反する、またはその恐れがあること。
- ④ 撤去が不可能な物件を設置すること。
- ⑤ 土地の形質を変更すること。
- ⑥ 反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資する恐れのあること。
- ⑦ 布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘を目的としたこと。
- ⑧ マルチ商法、無限連鎖商法等に関すること。
- ⑨ 喫煙すること<sup>④</sup>。ただし、イベント等専用利用の場合で、主催者において分煙のうえ指定喫煙場所を設けた場合は除きます。
- ⑩ 動物を放し飼いすること。ただし、イベント等専用利用の場合で、承諾を受けたもの<sup>⑤</sup>については除きます。
- ⑪ 許可なく竹木を伐採し、又は植物を採取すること<sup>⑤</sup>。
- ⑫ 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ⑬ 火気を使用すること<sup>⑤</sup>。ただし、イベント等専用利用の場合で承諾を受けたものは除きます<sup>⑤</sup>。
- ⑭ 許可なく専用利用すること。
- ⑮ 立入禁止場所に立ち入ること。
- ⑯ 供用時間外に利用すること。ただし、イベント等専用利用の場合で承諾を受けたものは除きます。
- ⑰ ごみその他汚物を投棄・放置すること。
- ⑲ 自動車（原付自転車等含む）にて通行し、駐車すること。ただし、承諾を受けたものは除きます。
- ⑳ 無人航空機（ドローン等）を飛行・操縦すること。ただし、イベント等専用利用の場合で承諾を受けたものは除きます。
- ㉚ その他危険な行為や他人に迷惑のかかる行為をすること。

□) 加熱式煙草等を含みます。

ハ) イベント等の一環として実施する動物に関するステージショーや、囲いを設けたドッグランの設置等。

ニ) イベント等専用利用に合わせて、主催者にて広場の一部について草刈り等の実施を希望する場合は、必ず美園 TM まで事前相談ください。  
なお、広場管理者による草刈り等は、年間計画に基づいて実施しているため、特定のイベント等に合わせた実施要望には応えられませんので、ご了承ください。

ホ) 裸火のみならず、発熱部が外部露出した電熱器具、ガソリン等燃料を用いた発電機の使用等を含みます。

ヘ) 承諾を受けた場合でも、直火による（焚火台等を用いない）焚火は禁止とします。

## § 4 イベント等専用利用について

- (1) イベント等の開催にあたり広場の一部又は全部を専用利用する場合は、事前に美園 TM へ申し込みのうえ、その承認を受ける必要があります。なお、美園 TM からの利用承諾の通知をもって申込成立となり、通知日以降は、§ 6(4)に記載されているキャンセル料の対象となりますのでご注意ください。
- (2) イベントが開催可能な区画は別紙「イベント開催可能区画図」<sup>④</sup>のとおりです。なお、自治会等の地域団体が主体となった地域の行事・催事（“販売行為等の営業活動”でないもの）での専用利用の場合は、利用不可箇所を除き利用可能です。
- (3) 広場全部の専用利用でない（一部の専用利用である）場合は、カラーコーン等で利用箇所を明示してください。
- (4) イベント等主催者は申し込みの内容を遵守するものとします。
- (5) イベント等の開催可能時間は原則 9 時から 22 時まで（準備・後片付けを除く）とします。ただし、警備員を配置する等必要な措置を講じ、責任者による安全管理を徹底する場合はこの限りではありません。

ト) 別紙「イベント開催可能区画図」に記載の各区画で可能な利用内容について、不明な点等がある場合は、必ず申し込み前に美園 TM に事前相談ください。

※ 外周フェンスへの掲示物や開催可能区画外での受付コーナーの設置等の計画がある場合は事前に美園 TM へご相談ください。別途、配置計画等の添付資料が必要となります。

りません。なお、広場には照明施設がないため、準備・後片付け時も含め「§ 2(2)」の供用時間外の利用を伴う際は、イベント等主催者にて必ず照明等で明るさを確保してください。

- (6) イベント等開催時（準備・後片付け時も含む）は、責任者の方は必ず会場内に常駐し、安全管理や周辺環境への配慮を徹底してください。なお、イベント等開催時（準備・後片付け時も含む）に起きた事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為はイベント等主催者にて責任を持って対処いただくものとし、市及び美園 TM では一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (7) イベント等開催に起因して、他の交通や近隣施設運営の妨げになる路上駐車や他の敷地への無断駐車等が発生しないよう、来場者等の案内誘導や周辺警備等を徹底ください。
- (8) 不測の災害や事故に備え、広場を利用する前に避難誘導方法等を確認するとともに、イベント等運営に携わる関係者に対して周知徹底してください。
- (9) 美園 TM が警備及び避難誘導体制について協議が必要と判断した場合には、イベント等主催者は事前に美園 TM と協議したうえで、美園 TM の指示に従ってください。この場合、警備、来場者等の整理、誘導等は主催者の責任と負担において主催者が行ってください。
- (10) 近隣に迷惑を及ぼすような音や振動、臭気等を発生させる行為は禁止となります。特に、音や振動を出す行為を行う場合は、イベント等主催者にて近隣説明を十分に行ってください。なお、22 時から翌 8 時までの間は、音や振動を伴う行為（準備・後片付けに関する行為も含む）は一切禁止となります。
- (11) 自動 4 輪車や自動 2 輪車のエンジン音等は自動車継続検査の範囲を超えるものは禁止となります。また、タイヤ痕が残る等の走行行為は禁止となります。
- (12) イベント等開催に際して必要な法令に定められた消防、警備、保健所への届出及び許可申請は、主催者の責任において確認をお願いいたします。万一、届出不備のためイベント等開催不可能となった場合、市及び美園 TM では一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (13) 車両による搬入搬出は美園 TM の指定する動線にて行ってください。なお、車両は 10 t 車以下とさせていただきます。
- (14) 承諾を受けた上で専用利用する舗装面に車両駐車スペースを設けることは問題ございませんが、イベント等の開催規模に比して追加で必要と考えられる近隣駐車施設の借用や案内誘導、警備等はイベント等主催者にて行ってください<sup>⑨</sup>。
- (15) 広場内にトイレはございませんので、イベント等の開催に際しては、その開催規模に比して必要と考えられる仮設トイレの設置をイベント等主催者にて行ってください。

⑨) 埼玉スタジアム 2002 公園は大門上池調節池広場と管理者が異なるため、同公園内の施設の利用には同公園管理者へ別途相談、申請が必要となりますのでご注意ください。

- (16) 広場には、電気、上下水、ガスの設備はございませんので、必要に応じて主催者にてご準備ください。
- (17) イベント等の内容に応じてイベント保険、スポーツ安全保険等へ必ず加入してください。
- (18) イベント等の参加者募集や開催告知等は、美園 TM からの利用承諾の通知を受けるまで実施できませんので、期日に余裕を持ってイベント等専用利用の申し込み（§ 5 参照）を行ってください<sup>リ</sup>。
- (19) 美園 TM より借用した鍵は、ストラップを付けたまま必ず携行してください。なお、紛失等した場合は鍵交換に要する費用をご負担いただきますので、あらかじめご了承ください。
- (20) 利用後は必ず原状回復を行い、ごみは全て持ち帰ってください。広場を毀損、汚損した場合は、イベント等主催者にてこれを修理してください。
- (21) 利用後、イベント等利用報告書を美園 TM に提出してください。
- (22) その他各種法令等を遵守してください。
- (23) その他市又は美園 TM からの指示があった場合は、それに従ってください。

リ) 利用承諾の通知前にやむをえずイベント等の参加者募集や開催告知等を行う必要がある場合は、必ず美園 TM に事前相談ください。

## § 5 イベント等専用利用の申し込みについて

- (1) イベント等専用利用を申し込みできる方は、次のいずれにも該当しない団体（法人含む）とさせていただきます。なお、以下に該当するか否かの審査については、美園 TM が独自に行うことができるものとさせていただきます。
- ① 暴力団またはその関連団体でないこと。
  - ② 暴力団の構成員または暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。
- (2) イベント等専用利用を申し込みする方は、本ルールに記載されている全ての事項に同意のうえ、美園 TM が指定する方法にて申込書および必要書類を提出ください。
- (3) 申し込み内容が次のいずれかに該当する場合は、利用をお断りさせていただきます。
- ① 内容に禁止行為が含まれている、またはその恐れがある場合。
  - ② その他市又は美園 TM が不適当と判断した場合。
- (4) 審査の結果、イベント等専用利用をお断りすることがあります。この際、美園 TM はその理由を明示する義務は負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 申し込みの開始日及び期限は下表のとおりです<sup>ヌ</sup>。

申込内容	申込開始日	申込期限
イベント等	—	利用月の2か月前の月末 例) 11月利用→9月30日

ヌ) 埼玉スタジアム2〇〇2でのJリーグや日本代表等のサッカー試合日調整状況により、利用の確定ができない場合があります。  
また、空き日がある場合、内容によっては申込期限後でも申し込み可能な場合がございますので、美園 TM までご相談ください。

- (6) 申し込み時に取得した個人情報は、申し込みに係る業務管理およ

び広場の管理目的で使用させていただきます。ただし、次の場合はこの限りではありませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 国もしくは地方公共団体等の機関から適法に要求された場合
  - ② 法令に基づく場合
  - ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (7) 美園 TM による利用申込承諾をもって、申込成立とさせていただきます。

## § 6 イベント等専用利用の利用料及びキャンセル料について

- (1) イベント等専用利用の利用料（1日あたり）は、次表のとおりです<sup>⑨</sup>。

利用場所		金額（円）※税込	
		市内団体 <sup>⑩</sup>	市外団体
舗装広場	全体利用（約 16,000 m <sup>2</sup> ）	140,000	280,000
	1／2 利用（約 8,000 m <sup>2</sup> ）	70,000	140,000
草地広場	全体利用（約 8,000 m <sup>2</sup> ）	40,000	80,000
	1／2 利用（約 4,000 m <sup>2</sup> ）	20,000	40,000
その他		無料	

- (2) 次に掲げる専用利用の場合、利用料は免除とします。
- ① 市または国、他の地方公共団体その他公共団体並びに公共的団体において公用若しくは公用用または公益事業の用に供する場合<sup>⑪</sup>。
  - ② 自治会等の地域団体が主体となった地域の行事・催事。
- (3) 利用料は利用承諾の通知日から 14 日以内（通知日は起算しない）に美園 TM の指定する方法により支払うものとします。
- (4) キャンセル料は次表のとおりです。利用承諾の通知日以降は、キャンセル料の対象となりますので、ご注意ください。

開催日の 30 日前まで	利用料の 30%
例）10月 31 日の利用→10月 1 日まで	利用料の 30%
上記以降	利用料の 100%

- (5) 利用承諾時間を超えての利用は認められておりませんが、万が一、超過してしまった場合は追加の利用料<sup>⑫</sup>が必要となります。利用料は利用承諾のイベント等当日から 14 日以内（イベント等当日は起算しない）に美園 TM が指定する方法により支払うものとします。

ル) 門扉を全て施錠して専用利用（広場全体を専用し、一般利用を禁止）する場合は、使用箇所が一部であっても全体利用が必要となります。この場合の利用料は、舗装広場全体+草地広場全体の金額となります。

※ 準備・後片付けがイベント等の前日や翌日等にまたがり、§ 2(2)で定める供用時間内にその作業が発生もししくは設置物等が残存した状態となる場合は 1 日（もしくは 0.5 日）に換算し、表の利用料が必要となります。7 時～12 時もしくは 12 時～供用終了時刻の利用の場合は 0.5 日に換算し、12 時をまたぐ利用の場合は 1 日に換算します。なお、イベント当日については 0.5 日という取扱いはありません。

カ) 法人は市内に登記（本店または支店）のある場合、任意団体（実行委員会等）は所在地が市内住所である場合に、市内団体料金を適用します。

リ) 市が主催・共催等し市が申込者になる場合は含みますが、市が後援のみのものは含みません。

カ) 金額については、前述リ※の準備・後片付けがイベント等の前日や翌日等にまたがる場合の考え方を参考とし、美園 TM に金額の確認を受けてから支払うものとします。

## § 7 利用承諾の解除及びイベント等の中止もしくは停止について

- (1) 次の場合、利用承諾の解除又はイベント等の中止もしくは停止とさせていただきます。なお、市及び美園 TM は、利用承諾の解除又はイベント等の中止もしくは停止により生じる一切の損害を負わないものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ① 「§ 3(1)各号」に該当すると認められた場合。

- ② 申込書に虚偽の記載があった場合。
  - ③ 所定の期日までに利用料の支払いがない場合。
  - ④ 災害、感染症流行等の不可抗力により広場の利用が不可となった場合。
  - ⑤ 急な修繕工事が必要となった場合等広場の管理運営上、やむを得ない事由が生じた場合。
  - ⑥ イベント等の開催 3 日前 12 時の時点で次の状況の場合。
    - 広場が冠水しており、イベント等開催日までに水位が下がる目途が立っていない。
    - イベント等の開催日に大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水のいずれかの警報の可能性がさいたま市に発令されている。
  - ⑦ イベント等の開催期間中に、広場が冠水している、もしくは大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水のいずれかの警報がさいたま市に発令された場合。
  - ⑧ イベント等の主催者が本ルールに定める事項に違反した場合。
  - ⑨ 市や美園 TM、美園地区周辺施設の信用を失墜する事由が生じた場合。
- (2) 「§ 7(1)⑦」の場合は、来場者等を直ちに調節池の外へ退去させるよう徹底してください。
- (3) イベント等開催前に「§ 7(1)①、②、③、⑧、⑨」の事由により利用承諾の解除となった場合は、キャンセルとみなし「§ 6(4)」で定めるキャンセル料を申し受けさせていただきます。
- (4) 「§ 7(1)①、②、⑧、⑨」の事由によりイベント等の中止もしくは停止となった場合は、事由の如何に関わらず支払いいただいた利用料は一切返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。また、発生した実費についても後日お支払いいただきます。
- (5) 「§ 7(1)④、⑤、⑥」の事由により利用承諾の解除又はイベント等の中止もしくは停止となった場合は、支払いいただいた利用料を全額返還いたします。また、「§ 7(1)⑦」の事由によりイベント等の中止が決定した場合、支払いいただいた利用料の 30%を差し引き、残額を返還いたします。なお、返還の際の銀行振込手数料は、美園 TM で負担いたします。

## § 8 団体によるスポーツ活動のための専用利用について

- (1) 「§ 2(2)」の供用時間内において、10 名以上の団体によるスポーツ活動<sup>③</sup>のための専用利用が可能です。ただし、広場全体の専用利用はできませんので、カラーコーン等で利用箇所の明示を行ってください。
- (2) スポーツ活動での専用利用にあたっては、美園 TM の指定する方法により事前に利用団体登録を行う必要があります。
- (3) 利用料及びキャンセル料は無料となります。
- (4) その他は § 4 及び § 5、§ 7 に準拠しますが、申し込みの開始日及び期限は下表のとおりです。

③ 営利活動でない日常的な競技練習等とし、競技会等の催しや営利法人による講習会等は含みません。競技会等の催しや営利法人による講習会等はを実施する場合は、イベント等専用利用としてお申し込みください（§ 5 参照）。

申込開始日	申込期限
利用月の前月の 10 日 例) 11 月利用→10 月 10 日	利用月の前月の 20 日

- (5) 申込期限時点で申し込みが重複している場合は次の優先順位に基づいて抽選とさせていただきます。なお、抽選は美園 TM 指定の方法とさせていただきます。

優先順位	分類（定義）
1	市内団体（代表者が市内在住又は在勤、かつ、団体構成員のうち代表者含め 10 名以上が市内在住又は在勤）
2	市外団体（市内団体以外）

- (6) 空き日がある場合、追加申し込みの受付を行います<sup>タ</sup>。申し込みの開始日及び期限は下表のとおりです。

申込開始日	申込期限
利用日の 7 日前 例) 10 月 31 日の利用→10 月 24 日	利用日の 2 営業日前 <sup>イ</sup> の 17 時

- (7) 1 団体につき 4 回／月を利用回数の上限とします。

タ) 追加申し込みは、先着順の受付となります。

イ) 美園 TM の営業日で換算します。  
例) 利用日が 10 月 31 日(火)の場合、日曜日及び月曜日が休館のため、前週の 10 月 27 日(金)が期限となります。

以 上

